

平成27年度 第10回役員会 議事要録

日時	平成27年10月19日(月) 15:15～15:25
場所	事務局第1会議室
出席者	三村学長、伏見理事・副学長、尾崎理事・副学長、袖山理事、影山理事
同席者	増子監事、馬場監事、米倉副学長、佐藤学長特別補佐、内田学長特別補佐、羽瀧学長特別補佐、木村学長特別補佐、森学長特別補佐、原口執行部スタッフ、大塚執行部スタッフ、総務部長、財務部長、学務部長、大学戦略・IR室副室長、監査室長、地方創生推進室副室長、総務課長、人事課長、労務課長、財務課長、学務課長、入学課長、企画課長、総務課課長補佐

議 題

- 審議事項
- 1 役員給与規程の一部改正について
 - 2 教職員賃金規程の一部改正について
 - 3 「国立大学法人茨城大学特定個人情報に関する取扱規程」の制定について
 - 4 クロスアポイントメント制度について
 - 5 茨城大学入学者選抜における災害救助法等の適用地域の被災者に対する入学検定料免除の特別措置について
 - 6 茨城大学放射線障害予防規程の廃止及び事業所毎の放射線障害予防規程の制定について

報告事項 なし

- 配付資料
- 1 役員給与規程の一部改正について(説明概要)
 - ・役員給与規程の一部改正について(骨子)(案)
 - ・国立大学法人茨城大学役員給与規程改正対照表(案)
 - 2 教職員賃金規程の一部改正について(説明概要)
 - ・教職員賃金規程の一部改正について(骨子)(案)
 - ・国立大学法人茨城大学教職員賃金規程改正対照表(案)
 - 3 「国立大学法人茨城大学特定個人情報に関する取扱規程」の制定について(説明概要)
 - ・国立大学法人茨城大学における特定個人情報の適正な取扱いに関する基本方針(案)
 - ・国立大学法人茨城大学特定個人情報に関する取扱規程(案)概要

- ・国立大学法人茨城大学特定個人情報に関する取扱規程（案）
- 4 クロスアポイントメント制度の導入について(説明概要)
 - ・クロスアポイントメント制度の概要について（案）
 - ・国立大学法人茨城大学クロスアポイントメントの実施に関する規程（案）
 - ・国立大学法人茨城大学就業規則改正対照表（案）
 - ・国立大学法人茨城大学教職員賃金規程改正対照表（案）
- 5 茨城大学入学者選抜における災害救助法等の適用地域の被災者に対する入学検定料免除の特別措置について(説明概要)
 - ・茨城大学入学者選抜における災害救助法等の適用地域の被災者に対する入学検定料免除の特別措置について（案）
 - ・入学検定料免除申請書（案）
- 6 茨城大学放射線障害予防規程の廃止及び事業所毎の放射線障害予防規程の制定について(説明概要)
 - ・茨城大学放射線障害予防規程を廃止する規程（案）
 - ・茨城大学理学部放射線障害予防規程（案）
 - ・茨城大学阿見地区放射線障害予防規程（案）
 - ・茨城大学理学部放射線障害予防規程（新旧規程の対照表）
 - ・茨城大学阿見地区放射線障害予防規程（新旧規程の対照表）

議 事 概 要

I 審議事項

1 役員給与規程の一部改正について

学長から、資料1に基づき、役員給与規程の一部改正について説明があり、審議の結果、提案の内容で経営協議会において審議することが了承された。

2 教職員賃金規程の一部改正について

学長から、資料2に基づき、教職員賃金規程の一部改正について説明があり、審議の結果、提案の内容で経営協議会において審議することが了承された。

3 「国立大学法人茨城大学特定個人情報に関する取扱規程」の制定について

学長から、資料3に基づき、「国立大学法人茨城大学特定個人情報に関する取扱規程」の制定について説明があり、審議の結果、提案どおり承認された。

4 クロスアポイントメント制度について

学長から、資料4に基づき、クロスアポイントメント制度について説明があり、審議の結果、提案の内容で経営協議会において審議することが了承された。

5 茨城大学入学者選抜における災害救助法等の適用地域の被災者に対する入学検定料免除の特別措置について

学長から、資料5に基づき、茨城大学入学者選抜における災害救助法等の適用地域の被災者に対する入学検定料免除の特別措置について説明があり、審議の結果、提案どおり承認された。

6 茨城大学放射線障害予防規程の廃止及び事業所毎の放射線障害予防規程の制定について

学長から、資料6に基づき、茨城大学放射線障害予防規程の廃止及び事業所毎の放射線障害予防規程の制定について説明があり、審議の結果、提案どおり承認された。

II 報告事項

なし

III その他

1 役員会会議資料の公開について

学長から、役員会会議資料の公開について、確認があった。

2 次回役員会は、11月4日（水）の副学長・学長補佐会議終了後に開催することとした。